

④ 経営承継円滑化法の概要

Q : 経営承継円滑化法の概要が公表され、パブリックコメントを募っていたようですが、どんな内容だったのですか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

経営承継円滑化法の概要は、次のような内容でした。

① 中小企業の定義

この法律の対象となる中小企業は次の企業とされました。

・ 製造業その他

資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下

・ 卸売業

資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下

・ 小売業

資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下

・ サービス業

資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下

※一定の業種については、別途、資本金と従業員基準が定められています。

② 民法(遺留分)の特例の要件

民法の特例の対象となる中小企業者は、3年以上継続して事業を行っていることが要件となります。

③ 事業承継税制の適用要件

事業承継税制を受けるための要件は、①代表者を継続すること、②雇用の8割を維持すること、③相続した対象株式の継続保有等を満たすこととされています。

これらの内容が規定された省令は、8月中旬に公表される予定です。

